

人権週間

(12月4日～10日)

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会で採択され、本年度採択69周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を行っています。

うきは市でも、人権週間に合わせて、うきは市人権フェスティバルを開催します。詳細は次頁をご覧ください。



第69回県内一斉

無料電話相談

福岡法務局及び福岡県人権擁護委員連合会は、12月2日(土)に県内一斉無料電話相談を9時から17時まで実施します。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあつたら、どんな些細なことでも、一人で悩まずお電話ください。人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。



■日時 12月2日(土)

9時～17時

Tel 0120-889-405

(0120はやくようこ)

(携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます。)

※平日の相談窓口

8時30分から17時15分

*みんなの人権110番

Tel 0570-003-110

*子どもの人権110番

Tel 0120-007-110

*女性の人権ホットライン

Tel 0570-070-810

障害者週間

(12月3日～9日)



「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から9日までの1週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

(12月10日～16日)

拉致問題への認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、我が国の喫緊の国民的課題です。被害者の方々の早期帰国や問題の解決のため、私たち一人ひとりが関心を持ち、認識を深めましょう。